

○東京藝術大学音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の  
承認基準

〔昭和59年11月18日〕  
教授会決定

改正 平成8年2月8日 平成18年10月26日  
平成20年2月7日 平成24年12月13日  
平成25年10月24日

（趣旨）

第1条 この基準は学生（大学院学生を含む。）が授業を欠席する場合において、特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 公欠とは、特別の事由により音楽学部（以下「学部」という。）が認めた公の授業欠席をいう。

（特別の事由）

第3条 前条に定める特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

- （1）忌引（父母：7日間、兄弟姉妹及び祖父母：3日間）
- （2）教育実習（期間中及び実習のための打ち合わせ）及び介護体験
- （3）藝大定期演奏会に参加する出演者（演奏会及びゲネプロ当日）
- （4）その他学部教授会が認めた特別事由

（承認手続）

第4条 前条に定める特別事由に該当する場合は、学部教授会の承認があったものとみなす。但し、第3号及び第4号に該当する場合は、個別に学部教授会の承認を得なければならない。

第5条 特別の事由に該当して授業を欠席する場合は、当該学生が別に定める欠席届を原則として事前に当該科目の担当教員に提出しなければならない。

（公欠の例外）

第6条 特別の事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科目のときは、公欠として認めない。

（公欠の処理）

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しない。

（実施細則）

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関して必要な事項は、学部教授会の定めるところによる。

附 則

この基準は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年2月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年2月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。